

## 議案質疑通告一覧表

平成27年12月定例会

12月9日(水)

| 議案番号                                     | 通告者   | 質疑通告の内容  |
|--|-------|--|
| 議案甲第32号<br>多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例        | 野北 悟  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成26年度の多額の赤字決算を受けての改正だが、赤字の主な原因と考えられるものは何か</li> <li>2. 今年度新たに認められたC型肝炎の経口新薬が国保会計に及ぼす影響は、どの程度を見込まれているか</li> <li>3. 今回の改正により、どの程度の改善が見込まれるか</li> </ol>   |
|  | 古賀 公彦 | 来年度から国保税率改正により、加入者の負担が増加することになるが、税率の改正の詳細と、上げる理由は  |
| 議案甲第36号<br>多久市過疎地域自立促進計画の変更について          | 飯守 康洋 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多久市過疎地域自立促進計画の概要について</li> <li>2. 変更する理由について</li> <li>3. 事業名「観光又はレクリエーション」、事業内容「観光宿泊施設整備事業」について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の詳細について</li> <li>(2) 事業内容の変更はできるのか(スポーツ施設・合宿、図書館、むつみ荘等へ)</li> <li>(3) 「(前) ゆうらく」2回の閉鎖の原因は何だったのか</li> <li>(4) 「(前) ゆうらく」の入場者数40万人はいつのことか</li> <li>(5) 近隣の状況は温泉施設の増設などで、観光を取り巻く環境は変化しているが、同じような施設でいいのか</li> <li>(6) 運営方法について                   <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報の透明化・共有として、提案者・運営者は誰なのか、公表できないか</li> <li>② 「指定管理者制度」か「業務委託」か「その他」なのか</li> </ol> </li> <li>(7) その運営方法は続けていける、持続可能なのか。また、10年が目途でいいのか</li> <li>(8) 運営がうまくいかなかったら、誰が責任を取り、どう対処されるのか</li> <li>(9) この事業による、多久市内の業者への影響はないのか。あれば、その対処はどうされるのか</li> <li>(10) 公費の公平性として、公募等、一般市民への対応はしなくていいのか</li> </ol> </li> <li>4. 概算事業費56,788千円の詳細について</li> </ol> |
| 議案甲第37号<br>多久聖廟展示館及び多久市東原庫舎の指定管理者の指定について | 中島 慶子 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一元管理となつての効果は</li> <li>2. 運営としては、どの様な事業展開の推進が図られていくのか</li> </ol>  |

| 議案番号                                  | 通告者   | 質疑通告の内容   |
|---------------------------------------|-------|---|
| 議案甲第38号<br>陸上競技場等の指定管理者の<br>指定について    | 田中 英行 | 1. 各施設の修理・整備についてはどうなのか<br>2. どこまで体育協会が仕事をするのか。貸出し業務だけでいい<br>のか<br>3. 現在、パソコンで納付書を発行しているが、今後どうなるのか<br>4. 今の職員体制で管理者の指定をした場合、この体制で良い<br>のか  |
| 議案甲第47号<br>西溪公園等の指定管理者の指<br>定について     | 中島 慶子 | 1. 委託料35,894千円は、どの様にして算出されたのか<br>2. 提出された事業計画案で、従来との比較改良点はあるのか<br>3. 中部公園内には遊具が設置されているが、一元管理となり、<br>どこまでの管理体制となるのか  |
| 議案乙第37号<br>平成27年度多久市一般会計<br>補正予算(第3号) | 田淵 厚  | P40 (款)総務費(項)選挙費(目)選挙管理委員会費<br>システム改修委託料 798千円について<br>(1)選挙権年齢引き下げに伴う選挙システム及び期日前・不在<br>者投票管理システムの改修費の詳細は<br>(2)公職選挙法等の一部を改正する法律の適用施行は平成<br>28年6月19日から施行されるが、今後さらなる改修は考えら<br>れるのか  |
| 議案乙第46号<br>平成27年度多久市一般会計<br>補正予算(第4号) | 飯守 康洋 | P10 (款)商工費(項)商工費(目)商工振興費<br>実施設計業務委託料について<br>(1)実施設計業務のためには、基本設計が必要ですが、その<br>基本設計は誰が提示されたのか。また、その諸条件の内容<br>の詳細はどうなっているのか<br>(2)委託料に大幅な増減が生じたら、責任の所在は誰なのか<br>P11 調書<br>温泉保養宿泊施設再生整備事業について<br>(1)債務負担行為とは(用語の説明を)<br>(2)限度額の根拠、青写真はどうなっているのか<br>(3)今後3年間の事業計画はどうなっているのか<br>(4)財源内訳の80%・20%の根拠は何か<br>(5)多久市の今後の施策・計画に圧迫はないのか |
|                                       | 田淵 厚  | P10 (款)商工費(項)商工費(目)商工振興費<br>温泉保養宿泊施設再生整備に要する経費<br>実施設計業務委託料 17,036千円について<br>(1)地元地域にどこまで説明がなされ、理解がされているのか。<br>また、事業開始はいつからを考えているのか<br>(2)公設民営で、施設改修工事の概算事業費1,500,000千<br>円、設計費委託料17,036千円。営業開始までの経費は多<br>久市負担など、実際の事業費がどれくらいになるのか。また、<br>債務負担行為1,800,851千円の借入金償還計画は   |